

## 査読問題にかかる調査委員会報告と理事会対応

2025年3月

林業経済学会理事会

### 1. 報告書提出までの経緯

A氏より本学会理事会に対して、2022年3月に投稿された原稿に対する査読の過程でハラスメントの疑いがある行為がなされたとの訴えがあった。

2024年11月22日の本学会評議員会において、査読問題にかかる調査委員会を設置して、「論文の内容ではなく、投稿者の研究能力、研究姿勢、人格への攻撃をする」ハラスメントに相当することがなされたかどうかについて諮問することが決まった。

理事会において調査委員および委員長の人選を行なったのち、2024年12月5日に調査委員および委員長を委嘱した。その後調査が行なわれ、2025年2月27日に調査委員長から理事会に対して、「査読の過程でハラスメントに相当することがなされた」ことを主旨とする調査報告書が提出された。

### 2. 調査委員会報告書の概要

調査委員会は、他学会の規定等を参考に、「ハラスメントとは、修学、研究、職務上、あるいはその他の個人の属性や諸条件を利用して、相手に過剰な身体的または精神的な不快、苦痛、脅威、傷害等を与え、それによって相手の人権や尊厳を侵害し、修学や研究、職務を正常に営むことができる環境を損なう、発言や行為である。」との定義を採用した。

調査委員会は、投稿者へのヒアリング、および、審査過程の資料を、上記ハラスメントの定義に照らして検討した結果、査読過程でハラスメントがなされたと判断した。具体的には、副査のコメントのうち、「本稿は対象である林業経済学に向き合おうとする誠実な態度、真摯な姿勢を欠き、独りよがりかつ稚拙である。」「本稿からはその覚悟が微塵も感じられない。」「林業経済学はもちろん、経済学全般、人文・社会科学に関する勉強が著者には圧倒的に不足しており、本稿の稚拙さはそのことに起因すると考える。」「大変失礼ながら、これら経済学の標準的テキストさえ、せいぜい目次を眺める程度で、ほとんど内容については読んでいないのではないかと勘ぐる。仮に読んでいるならば、それらが本稿の文章上に表現できていないことこそ問題であると考え。」の4か所は、「本稿は」などとして、原稿について指摘している部分も認められるものの、多くは、実質的に著者個人を捉えて、その研究姿勢や研究能力を批評しているものであると認めた。これら副査のコメントは、「投稿者の研究能力、研究姿勢について、相手に過剰な精神的不快、苦痛等を与え」るものであること、また、「それによって相手の尊厳を侵害し、研究、職務を正常に営むことができる環境を損なう」原因となったものと認めた。以上から、調査委員会は、査読の内容がハラスメントに相当するものと判断した。

調査委員会は、査読者は一方的にコメントを出すだけで、投稿者側からは双方向のコミュニケーションをとる術のないという査読制度もハラスメントの一因であったと指摘している。また、投稿者に対して副査のコメントをそのまま返したことで、また、投稿者からの異議申し立てに対して、結果的には編集委員会が意味ある応答をしなかったことにも問題があったものと指摘している。そのため調査委員会は、改訂された「原稿審査に関する留意点」を尊重することに加え、編集・審査体制の再検討を提案している。

### 3. 調査委員会報告書に対する理事会の見解

本学会の理事会は、副査のコメント内容に、投稿者の研究能力、研究姿勢について、相手に過剰な精神的不快、苦痛等を与え、それによって相手の尊厳を侵害し、研究、職務を正常に営むことができる環境を損なう記述が認められ、ハラスメントに相当するものが含まれていたとする調査委員会の判断を支持する。

本調査報告書では、投稿者へのヒアリング、査読過程の資料をもとにハラスメントの有無が判定されている。編集委員会など、投稿者以外の利害関係者に対するヒアリングは実施されていない。しかしながら、一般にハラスメントでは、被申立人（編集委員会など）がハラスメントを意識していなくてもハラスメントとなりうることから、本件調査の対象は妥当なものと判断した。

本学会の編集委員会が定めている「原稿審査の方針（内規）」では、原稿の審査について編集委員会が最終的な決定を行い、決定について責任を負うことを明記している。そのため、今回のハラスメントの原因は副査のコメントにあり、その責任は編集委員会にあったと認定する。

### 4. 理事会の対応

調査結果を真摯に受け取り、投稿者に対して通知および謝罪するとともに、その通知の趣旨について、2025年3月23日の総会で会長が発言した。

今後、ハラスメント行為の発生を防ぐための取り組みとして、2025年3月の総会において「林業経済学会ハラスメント防止宣言」を採択し、評議員会においては「ハラスメント対策実施規程」を制定した。また、「原稿審査の方針（内規）」および本件を受けて編集委員会において新たに作られた「原稿審査に関する留意点」の徹底を図ることを確認した。さらに、査読体制の改善について、検討を行なっている。